健康３－１

不利益処分の内容	保育所における保育の実施の解除		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 24 条		
担　当　課	幼児保育課	処分権者	市　長
設　定　日	平成６年 10 月１日		

処　分　基　準

鳥取市保育所入所等取扱規則第３条各号のいずれかに該当する場合

変更日　平成 10 年４月１日

健康３－２

不利益処分の内容	保育料の徴収		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 56 条第２項		
担　当　課	幼児保育課	処分権者	市　長
設　定　日	平成６年 10 月１日		

処　分　基　準

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則による。

変更日　平成 10 年４月１日
変更日　平成 27 年４月１日